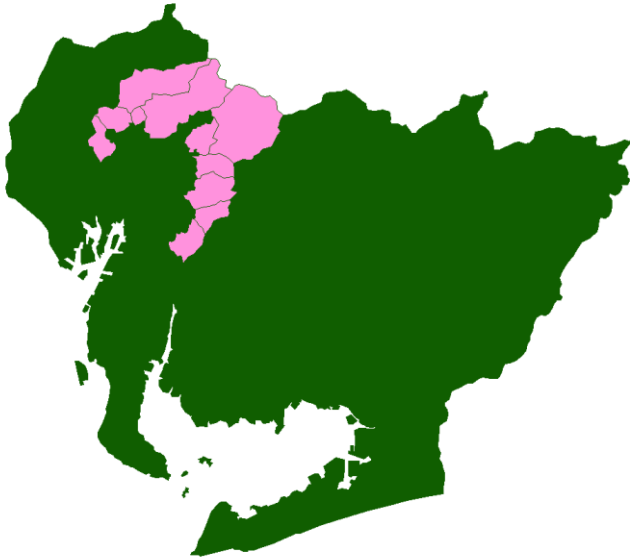


令和4年度

要 覧



KIYOSU. C
KITANAGOYA. C
TOYOYAMA. T
KOMAKI. C
KASUGAI. C
OWARIASAHI. C
SETO. C
NAGAKUTE. C
NISSIN. C
TOGO. T
TOYOAKE. C

学校総数 189校

事務職員総数 232名

愛日公立小中学校事務職員研究会

<http://www10.schoolweb.ne.jp/swas/index.php?id=2370021>

沿 革

年	月	摘 要	年	月	摘 要	
32	11	愛知県公立学校事務職員研究会設立	6	2	平成5年度版事務ハンドブック発行（地区持ち回りで担当）	
33	4	事務職員の担当校制発足（名古屋市を除く）		10	市制施行により日進市誕生	
35	4	愛知県公立小中学校事務職員研究会名称変更	7	2	「給与振込制度」の施行	
41	5	給料支給事務電算化導入		5	『学校事務』誌に愛日事務研の紹介記事	
43	5	愛日公立小中学校事務職員研究会発足	10	県大会で愛日地区が会場担当（豊明市）		
44	1	「主査制度」の施行	9	4	愛知地区より日進地区が分離し、8地区となる	
45	4	町制施行により東郷町誕生	10	1	30周年記念資料を研究集録に収録	
	12	尾張旭町と改称し市制施行により尾張旭市誕生	11	10	—市町教育委員会との望ましい関係を探る— 県大会（半田市）で愛日地区が発表（調査研究部）	
47	4	町制施行により豊山町誕生		4	愛日事務研総会（調査研究部と報道部を統合し研究・情報部を新設）	
	8	市制施行により豊明市誕生	13	10	県大会で愛日地区が会場担当（小牧市）	
48	4	新規採用者職場研修実施		4	愛日事務研ホームページ開設	
	4	「職の設置基準に関する規則」の施行	14	10	給与・旅費条例改正 学校に県端末導入	
50	4	全校配置及び大規模校複数配置の実現		16	10	—新しい時代の学校にやわらかい頭とやわらかい心を！— 県大会（西尾市）で愛日地区が発表（特別委員会）
	4	諸手当認定事務が市町村教委に委任	11		東海大会（大垣市）で愛日地区が発表（特別委員会）	
	5	愛日事務研総会（報道部の新設）	17		7	市町村合併により清須市誕生
	7	「愛日事務だより」第1号（創刊号）発行	18		3	市町村合併により北名古屋市誕生
10	「事務長制度」の施行	11		県大会で愛日地区が会場担当（春日井市）		
51	4	事務長及び主査に“資金前渡員”発令	19	4	組織改革 規約全面改正	
52	4	「事務主任」の発令		4	「事務職員主任制度」の施行	
	5	愛日事務研総会（福利部の廃止・研究部の新設）	20	11	40周年記念講演・記念パーティー	
53	11	「産休代替制度」の施行		3	40周年記念資料配付	
54	3	会誌「10年記念誌（10年のあしあと）」発行	21	7	基礎研修・応用研修・活用研修・指導研修始まる	
55	4	事務主任に“資金前渡員”発令		4	事務長制に関する省令改正の施行	
	11	県大会で愛日地区発表（研究推進委員会）	22	10	春日町が市町村合併により清須市になる	
56	2	第12回東海大会（春日井市）開催		4	瀬戸市立瀬戸養護学校の新設	
	57	3	愛日事務研究発表会（研究部）	23	10	—提案型事務職員を目指すために— 県大会（蒲郡市）で愛日地区が発表（特別委員会）
10		尾張地区事務主任研修会（延べ7回—愛日地区担当）	5		愛日少経験者研修始まる	
58	4	愛日事務研総会（特別委員会の設置）	24	1	市制施行により長久手市誕生	
	10	事務ハンドブック作成委員会発足（2年任期）		4	組織改編 規約改正	
59	2	愛日事務研究発表会（分科会方式—4分科会）	26	4	「総括事務長制度」の施行	
	2	昭和59年度版事務ハンドブック発行		8	愛日ステップアップ研修始まる	
60	4	愛日事務研総会（総務→総務部、研究部→調査研究部、顧問）	27	4	愛日全市町で共同実施・共同処理が始まる	
61	2	管内小中学校事務職員研修会（愛日地方教育事務協議会主催） （研究発表会：分科会方式—4分科会）		28	11	—学校事務職員ってなんだ？— 県大会（蒲郡市）で愛日地区が発表（特別委員会）
	2	20周年記念誌「新たな出発」の発刊	2		東海大会（可児市）で愛日地区が発表（特別委員会）	
63	4	「育児欠勤制度」の施行	30	1	総務事務・人事管理システムの稼働	
	11	県大会（岡崎市）で愛日地区が発表（愛知郡に委嘱）		2	愛日事務研（新）ホームページ開設	
元	2	東海大会（岐阜市）で愛日地区が発表（愛知郡に委嘱）	31	3	50周年記念誌配付	
3	11	県大会で愛日地区が会場担当（尾張旭市）		4	愛日全市町で共同学校事務室設置完了	
	4	4	「育児休業制度」の施行	2	4	コロナ禍のため定期総会、県大会、全国大会中止（書面開催）
7		「主事級主任制度」の施行	3		11	—戦略的視点での校務運営参画— 県大会（書面・動画配信）で愛日地区が担当（特別委員会）
5	10	—職は財務にあり— 県大会（江南市）で愛日地区が発表（調査研究部・特別委員会）		6	2	2
	2	—財務事務は事務職員の中心職務になりうるか— 東海大会（鈴鹿市）で愛日地区が発表（役員会）				

令和4年度 事業計画

1 愛日研究活動方針

メインテーマ 「子どもたちの成長を支援する学校事務の実践」

児童生徒を取り巻く環境は、『学校の新しい生活様式』で示されているように感染症対策と教育活動を両立させるために検討が重ねられ、学校行事や教育活動にまだ制限はあるものの、徐々に以前の姿に戻りつつあります。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・組織運営体制を構築するために、また、学校が組織として効果的に運営されるために、事務職員がチーム学校の重要な役割を担う立場として期待されています。文部科学省から、標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例が通知され、事務職員が担うべき職務の明確化が図られました。学校の総務・財務等に通じる専門職として、主体的・積極的に校務運営に参画し、学校事務の適正化と事務処理の効率化を推進していかねばなりません。

愛日事務研では、会員の資質の向上及び学校教育の発展に寄与するため、メインテーマを「子どもたちの成長を支援する学校事務の実践」として、学校づくりに貢献し、子どもたちのよりよき成長につながる学校事務の実践を目指し、研究、研修及び支援を進めていきます。

2 活動の重点

- (1) 共同学校事務室における取組への支援
- (2) 人材育成
- (3) 関係機関・団体との連携と連絡調整
- (4) 愛日事務研のあり方の検討

3 事務局の事業計画

事務局は、愛日事務研の各種事業の企画運営や関係機関との連絡調整を行います。「愛日ホームページ」の管理や、「Web版広報あいこち」をホームページ上で掲載し、会員へ提供します。またICT環境の変化に対応するため、各地区の状況を把握し、活用方法についての研究や情報発信を推進します。これらを通じて会員相互の情報の共有化や各地区の情報発信をさらに推進し、共同学校事務室での取組や学校事務改善の実践について支援ができるようにします。

- (1) ホームページの管理運営
- (2) 広報のホームページ上での掲載
- (3) 研修会の企画運営
- (4) 研究会組織の運営
- (5) 共同学校事務室における取組の研究・ICT環境活用の研究
- (6) 「学校文書事務の手引」のデータ更新

愛日公立小中学校事務職員研究会 規約（抜粋）

- 第1条 本会は、愛日公立小中学校事務職員研究会と称する。
- 第2条 本会の本部は会長在籍校におく。
- 第3条 本会は、会員相互の連携をもとに学校事務の研究を推進し、会員の資質の向上及び学校教育の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 学校事務の研究推進及び実践に関すること。
 - 2 会員相互の研修と資質の向上に関すること。
 - 3 関係機関及び、諸団体に対する連絡、提携に関すること。
 - 4 その他、目的達成に必要な事項。
- 第5条 本会は、愛日公立小中学校及び瀬戸市立瀬戸特別支援学校に勤務する事務職員並びにこれに準ずる者をもって組織する。
- 第6条 本会に次の会議をおく。
- 1 総会
 - 2 理事会
 - 3 役員会
 - 4 事務局会
- 第7条 総会は、会員の過半数の参加により成立する。
- 2 議事は参加者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし本会規約の改正については別に定める。
- 第8条 総会は、本会の最高決議機関で全会員をもって構成する。
- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
 - 3 役員は総会の議決に参加できない。
 - 4 議長は会員の中から選出する。
 - 5 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - 一 規約の改正
 - 二 事業報告・活動方針案・事業案承認
 - 三 予算審議、決算承認
 - 四 会長・副会長選出
 - 五 役員・監事等の承認
 - 六 その他重要な事項
- 第9条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で理事及び役員で構成し、各地区の連絡調整を図る。
- 2 理事会の審議事項は次のとおりとする。
 - 一 総会議案
 - 二 総会選出役員候補の推薦
 - 三 総会において付託された事項
 - 四 臨時総会の可否
 - 五 特別委員会に関する事項
 - 六 細則の改正に関する事項
 - 七 その他会長が必要と認められた事項
 - 3 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 第10条 役員会は、役員をもって構成し、総会・理事会で承認された事項の執行にあたる。
- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 第11条 事務局は、事務局長及び事務局員で構成し、次の事業を行う。
- 一 事業の企画運営、情報管理、広報活動及び関係機関との連絡調整を行う。
 - 二 研究と会員の資質向上のための研修企画に関するものを行う。
- 第12条 事業の執行にあたって、会長が必要と認める時は、特別委員会を設置することができる。特別委員会は、会長から委任された事業を執行し、目的達成後解散する。
- 一 特別委員会の長は、役員に準ずる。委員は若干名とする。
- 第13条 本会に次の役員をおく。
- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 事務局長 1名
 - 四 会計 1名
- 2 特別な場合は副会長を複数にすることができる。詳細は細則で定める。

令和4年度 市町別学校数及び事務職員数

令和4年5月1日現在

種別	地区・市町	豊明市	愛知・長久手		日進市	瀬戸市	尾張旭市	春日井市	西春日井			小牧市	合計
			東郷町	長久手市					清須市	北名古屋市	豊山町		
学校数	小学校	8	6	6	9	16	9	38	8	10	3	16	129
	中学校	3	3	3	4	7	3	16	4	6	1	9	59
	特別支援学校					1							1
	計	11	9	9	13	24	12	54	12	16	4	25	189
年齢別	18～19才	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～24才	0	0	1	3	0	1	4	0	1	0	3	13
	25～29才	1	0	3	0	3	5	13	2	1	0	8	36
	30～34才	3	7	4	4	4	1	13	4	4	2	8	54
	35～39才	3	1	1	5	6	1	18	3	6	2	7	53
	40～44才	1	1	2	4	8	1	9	1	1	1	1	30
	45～49才	0	1	1	1	1	2	1	1	2	0	0	10
	50～54才	2	1	0	1	1	1	0	1	1	0	2	10
	55～60才	0	0	0	1	2	0	4	0	0	0	1	8
	欠員補充者	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	1	5
	再任用	1	0	1	1	3	3	0	2	1	0	1	13
計	11	11	14	20	29	15	64	14	17	5	32	232	
職名別	総括事務長	0	1	0	1	3	1	3	1	1	0	2	13
	事務長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	主査	2	2	3	3	6	3	11	1	3	1	2	37
	主任	5	3	3	10	15	4	26	6	7	3	13	95
	主事	4	5	8	6	5	7	24	6	6	1	15	87
	計	11	11	14	20	29	15	64	14	17	5	32	232
	省令事務長	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
男女別	男	6	5	5	10	10	2	24	8	8	3	12	93
	女	5	6	9	10	19	13	40	6	9	2	20	139
	計	11	11	14	20	29	15	64	14	17	5	32	232
経年数別	新任	0	0	1	2	0	1	2	0	0	0	2	8
	2～4年	1	0	3	0	2	2	8	2	1	0	5	24
	5～9年	1	3	3	4	2	3	12	3	5	0	6	42
	10～14年	4	4	2	8	7	2	21	1	5	3	8	65
	15～19年	2	1	2	3	7	0	8	4	1	1	5	34
	20～24年	0	2	1	1	4	3	7	1	2	1	1	23
	25～29年	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2	7
	30～34年	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	35年以上	0	0	0	1	3	0	3	0	0	0	1	8
	欠員補充者	0	0	1	1	1	0	2	0	0	0	1	6
	再任用	1	0	1	0	3	3	0	2	1	0	1	12
計	11	11	14	20	29	15	64	14	17	5	32	232	

☆ 年齢 令和4年4月1日現在。

☆ 経年数については令和5年3月31日現在。(1年未満の端数は切り上げ)

☆ 「省令事務長」については、総括事務長・事務長以外で発令されている数。(再掲)

役員等	氏名	学校名	学校電話番号	学校FAX番号	市町名
会長	中原 由美子	瀬戸市立瀬戸特別支援学校	0561-76-4391	0561-76-3948	瀬戸
副会長	竹田 真由美	尾張旭市立西中学校	0561-54-1191	0561-52-2904	尾張旭
副会長	佐藤 理英	北名古屋市立西春小学校	0568-21-1104	0568-21-1107	北名古屋
事務局長	安達 洋介	小牧市立桃ヶ丘小学校	0568-79-3570	0568-79-8446	小牧
会計	辻 貴子	春日井市立不二小学校	0568-51-0029	0568-51-2600	春日井
監事	遠山 由美子	春日井市立岩成台小学校	0568-91-2556	0568-91-2564	春日井
監事	渡邊 由利子	瀬戸市立水野小学校	0561-48-1098	0561-48-5160	瀬戸
理事	芹澤 侑右	豊明市立館小学校	0562-97-1235	0562-97-4844	豊明
理事	栗田 真梨子	東郷町立東郷小学校	0561-39-0006	0561-38-4938	東郷
理事	竹内 智司	長久手市立市が洞小学校	0561-64-2000	0561-64-2020	長久手
理事	稲西 孝保	日進市立日進西中学校	052-803-4178	052-804-8030	日進
理事	朝日 建策	瀬戸市立南山中学校	0561-48-1212	0561-48-5221	瀬戸
理事	山田 理恵子	尾張旭市立本地原小学校	0561-53-2702	0561-52-2913	尾張旭
理事	杉浦 文乃	春日井市立坂下中学校	0568-88-0019	0568-88-0051	春日井
理事	杵山 浩二	清須市立新川小学校	052-400-2771	052-400-2772	清須
理事	竹田 正人	北名古屋市立西春中学校	0568-21-0130	0568-21-0970	北名古屋
理事	八木 宏治	豊山町立豊山中学校	0568-28-0021	0568-28-0388	豊山
理事	岩瀬 俊子	小牧市立光ヶ丘中学校	0568-79-7377	0568-79-7385	小牧

歴代会長名

	氏名	就任年度		氏名	就任年度
初代	藤野美生	S43~44	14代	水野一好	H10~11
2代	戸田実	S45	15代	長尾俊治	H12~13
3代	波多野国春	S46~48	16代	西村壽	H14~15
4代	水野純政	S49~50	17代	夏目茂	H16~17
5代	内藤保三	S51~52	18代	加藤国清	H18~19
6代	水野純政	S53~54	19代	後藤奈美	H20~21
7代	川本容彦	S55~59	20代	柘植政文	H22~23
8代	桑原伸幸	S60~62	21代	高須剛	H24
9代	加藤雄二	S63~H1	22代	竹内拓志	H25~26
10代	加藤郁夫	H2~3	23代	酒井浩行	H27~28
11代	稲垣清徳	H4~5	24代	日比野郁夫	H29~30
12代	児島弘	H6~7	25代	遠山由美子	R1~2
13代	深尾豊	H8~9	26代	中原由美子	R3~4

学校数・事務職員数の推移

年度	人数	学校数	年度	人数	学校数	年度	人数	学校数
S43	61	88	H9	198	185	H22	223	192
S45	72	94	H10	198	185	H23	230	192
S50	131	125	H11	197	185	H24	234	192
S55	188	160	H12	200	185	H25	236	194
S60	197	178	H13	201	185	H26	236	194
H1	192	181	H14	203	187	H27	235	194
H2	193	184	H15	205	187	H28	232	193
H3	193	184	H16	205	187	H29	234	193
H4	195	184	H17	207	187	H30	237	195
H5	194	185	H18	208	187	R1	235	195
H6	193	185	H19	212	189	R2	230	190
H7	194	185	H20	211	191	R3	230	189
H8	196	185	H21	213	191	R4	232	189

令和4年度 要覧

発行年月日 令和4年6月24日
 発行者 愛日公立小中学校事務職員研究会

